

生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

《生計維持者となる者の例》

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居	<u>父母（2名）</u> ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	<u>父母（2名）</u> ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	<u>申請者の生活を支援する父又は母（1名）</u>
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	<u>同居している父又は母（1名）</u> ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している	<u>父又は母と再婚相手（2名）</u>
Ⅳ 父母と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	<u>左記に該当しない父又は母（1名）</u>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<u>主に支援をしている親族（1名）</u> ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	<u>意思疎通できる父又は母（1名）</u> ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ 申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	<u>申請者（1名）</u> ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（1名）が生計維持者となります。
2	申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	<u>申請者（1名）</u>

（注1）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、育英財団へお問い合わせください。

（注2）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注3）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。